



山形県公報

平成25年10月1日(火)
第2483号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……1083

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1085
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) …… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森 林 課) …… 同
- 同……………( 同 ) ……1086
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………( 同 ) …… 同
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) …… 同
- 同……………( 同 ) ……1087
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …… 同

### 公 告

- 平成25年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) …… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1088

## 訓 令

### 山形県訓令第12号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。  
別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項中

|  |  |  |                                     |
|--|--|--|-------------------------------------|
|  |  |  | 7 第18条の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧等に関すること。 |
|--|--|--|-------------------------------------|

を

|                       |  |                           |                                                          |
|-----------------------|--|---------------------------|----------------------------------------------------------|
|                       |  |                           | 7 第18条の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧等に関すること。                      |
| 山形県水資源保全条例に関する<br>こと。 |  | 1 第13条の規定による勧告及び命令に関すること。 | 1 第10条の規定による水資源保全地域における土地取引等の届出の受理等に関すること。               |
|                       |  | 2 第14条の規定による公表に関すること。     | 2 第11条の規定による水資源保全地域における開発行為の届出の受理等に関すること。                |
|                       |  |                           | 3 第12条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入調査（森林整備課で所掌するものを除く。）に関すること。 |

に改め、同表産業経済部の項森林整備

|      |  |  |                          |
|------|--|--|--------------------------|
| 課の項中 |  |  | 5 第37条第2項の規定による指示に関すること。 |
|------|--|--|--------------------------|

を

|                       |  |  |                                                             |
|-----------------------|--|--|-------------------------------------------------------------|
|                       |  |  | 5 第37条第2項の規定による指示に関すること。                                    |
| 山形県水資源保全条例に関する<br>こと。 |  |  | 1 第12条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び立入調査（森林の区域に係るものである場合に限る。）に関すること。 |

に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| く ま の 歯 科 医 院     | 米沢市徳町404番1          | 平成25. 9. 1 |

### 山形県告示第886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類 | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|--------------------------|---------------------|------------|
| デイサービス みへんな えがお   | 通 所 介 護 介 護 予 防 通 所 介 護  | 寒河江市大字西根字石川西269番地の1 | 平成25. 9. 1 |

### 山形県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上市市狸森字御所682の2、682の4、682の7、683の1、1763、1763の1、字キワダ清水704の5から704の7まで、704の14から704の16まで、1802の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐は、択伐による。  
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第888号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 保安林予定森林の所在場所**

寒河江市大字田代字馬道沢692から694まで、694の乙、736の1、737、738、895から902まで、903の1、1198の1、1198の2、1198の13、1198の17、1198の22、1198の23、1302の1、1303、字岩沢906、1199の10、1199の29、1199の31、1199の39から1199の41まで、字松山沢1200の1、1200の4、1200の5、1200の8、1200の9、字横前沢1202の1、1202の2、1202の4

**2 保安林指定の目的**

水源の涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第889号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所**

西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

水源の涵養

**3 変更に係る指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

西置賜郡小国町（次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第890号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局東北技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形県内の直轄河川区域（赤川、最上川）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年8月30日から平成26年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（MMS計測）

**山形県告示第891号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡朝日町大字四ノ沢地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年9月13日から同年10月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**山形県告示第892号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年8月1日 指令村総建第191号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字柳沢字三条目301番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字柳沢285番地  
大津聡子  
大津徹平

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 募集期間等**

| 募集種目           | 募集期間                                     | 試験期日              | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称         | 採用時期                         |
|----------------|------------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------|----------------|------------------------------|
| 自衛官候補生<br>（男子） | 平成25年10月<br>1日（火）か<br>ら同年11月27<br>日（水）まで | 平成25年12月1日<br>（日） | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯<br>地 | 平成26年<br>3月下旬<br>又は4月<br>月上旬 |

**2 応募手続**

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を

記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                       | 規格   |                | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 金敷          | 摘要                       |                            |
|-----------------|---------------------------|------|----------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------|
|                 |                           | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 |             |                          | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営あらとアパ<br>ート1号 | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙725<br>-1 | 3DK  | 74.4<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 24,000<br>円     | 27,700<br>円                | 31,700<br>円                | 35,700<br>円                | 40,800<br>円                | 47,100<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                            |
| 同 飯豊アパー<br>ト    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3   | 同    | 59.4           | 1    | 同   | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,300                     | 29,300      |                          |                            |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年10月7日から同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は平成25年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年12月上旬